

決 定 要 旨

被 審 人（住所） 神奈川県
（氏名） A

上記被審人に対する平成28年度（判）第45号金融商品取引法違反審判事件について、金融商品取引法（以下「法」という。）第185条の6の規定により審判長審判官高橋良徳、審判官城處琢也、同君島直之から提出された決定案に基づき、法第185条の7第1項の規定により、下記のとおり決定する。

記

1 主文

被審人に対し、次のとおり課徴金を国庫に納付することを命ずる。

- (1) 納付すべき課徴金の額 金63万円
- (2) 課徴金の納付期限 平成29年5月31日

2 事実及び理由

課徴金に係る法第178条第1項各号に掲げる事実、法令の適用及び課徴金の計算の基礎は、別紙のとおりである。

被審人は、第1回の審判の期日前に、課徴金に係る法第178条第1項第16号に掲げる事実及び納付すべき課徴金の額を認める旨の答弁書を提出しており、上記事実が認められる。

平成29年3月30日

金融庁長官 森 信 親

(別紙1)

1 課徴金に係る法第178条第1項各号に掲げる事実

法第178条第1項第16号に該当

被審人は、化学繊維及びその他の繊維等の製造、加工及び売買等を目的とし、その発行する株式が東京証券取引所市場第一部に上場されている旭化成株式会社（以下「旭化成」という。）の子会社である旭化成建材株式会社（以下「旭化成建材」という。）の社員であるが、遅くとも平成27年10月6日までに、その職務に関し、旭化成建材が施工した杭工事の一部について施工報告書の施工データの転用及び加筆があったことが判明した旨の旭化成建材の運営、業務又は財産に関する重要な事実であって投資者の投資判断に著しい影響を及ぼす事実を知りながら、法定の除外事由がないのに、上記事実の公表がされた平成27年10月14日より前の同月7日及び同月9日、B証券株式会社を介し、東京都中央区日本橋兜町2番1号所在の株式会社東京証券取引所において、自己の計算において、旭化成株式合計3000株を売付価額合計271万5000円で売り付けたものである。

(別紙2)

2 法令の適用

法第175条第1項第1号、第166条第1項第1号、第2項第8号、第176条第2項

3 課徴金の計算の基礎

別紙1に掲げる事実につき

- (1) 法第175条第1項第1号の規定により、当該有価証券の売付けについて当該有価証券の売付けをした価格にその数量を乗じて得た額から業務等に関する重要事実の公表がされた後2週間における最も低い価格に当該有価証券の売付けの数量を乗じて得た額を控除した額。

$$\begin{aligned} & (900 \text{ 円} \times 1,000 \text{ 株} + 905 \text{ 円} \times 1,000 \text{ 株} + 910 \text{ 円} \times 1,000 \text{ 株}) \\ & - (693.6 \text{ 円} \times 3,000 \text{ 株}) \\ & = 634,200 \text{ 円} \end{aligned}$$

- (2) 法第176条第2項の規定により、上記(1)で計算した額の1万円未満の端数を切捨て、630,000円。